

偽造小切手に對して支拂を爲したる場合に其損失が何人の負擔に販するやに付ては手形法に何等の規定がないから結局手形法を離れた一般の法規に依て定まるのである。

從て其偽造小切手に表示された振出人に過失があれば支拂人は之れに對して損害賠償を請求することが出来るから(民法第七百九條)其損失は振出人の負擔に販するけれども若し振出人に過失がなければ支拂人の損失に販するのである尤も振出人として表示された者に過失があるとの証明は支拂人から爲すべきものである所が此証明は實際上頗る困難であつて其過失の証明が出来ない結果其支拂は支拂人の損失に歸することが普通である。

從て支拂人殊に銀行に於て此損失を免れんと欲するならば豫め振出人との間の小切手契約で印形の紛失又は盜難の結果及び雇人等の不法使用の爲め小切手の偽造があつたときは振出人に於て其危険を負擔すべきものと定むるが安全の策と思ふ(變造小切手に(問答二四)對する支拂(五參照))

第二八四 小切手の振出人は如何なる場合に科料に處

せらるゝや

舊商法第五百三十六條では小切手の振出人が科料に處せらるゝ場合を左の如く定めて居つた。

- (一) 資金なく又は信用を得つして小切手を振出したるとき
- (二) 小切手に虚偽の日附を記載したるとき

然るに改正商法第五百三十六條で之れを左の如く

「振出人が支拂人をして支拂を爲さしむることを得る金額を超へて小切手を振出したるときは五圓以上千圓以下の科料に處す」と改正した

之れで見ると舊商法では小切手に虚偽の日附が記載してある爲めに科料に處せられて居つたが之れは改正法では削除された而して舊商法で資金なく又は信用を得ずして小切手を振出すと規定してゐるのは結局改正規定の支拂人をして支拂を爲さしむることを得る金額を超へて小切手を振出すと同一意味で單に改正法は其字句を改正したのに過ぎないことゝなつた。

故に小切手振出人が過料に處せらるゝ場合の例を示せば支拂人に金錢の寄託(銀行に預金)もなく又貸金もなく又銀行との間に普通なす交互計算繼續取引に於ける貸越契約等の取結もせな

い者が漫然小切手を振出した場合である。
 勿論資金關係の無い者が小切手を振出す時は詐欺罪の處分を受けることがある。
 尤も過料に處せらるゝこと又は詐欺罪の處分を受けること、小切手の有効無効とは別問題で之れ等の處罰を受けても小切手は無効とはならぬ之れは恰も印紙貼用のない手形が一面印紙税法で過料に處せられても無効とならぬのと同じ理由で一に手形の有効無効が其法定の形式を備へて居るか否かに依るからである、之れに反して全然形式を缺いた小切手即ち無効小切手を振出したときは之れは右手形法に謂ふ小切手を振出した者に該當せないから詐欺となる場合はあつても手形法からの制裁は全然受けいのである。

第二八五 爲替手形に關する規定にして小切手に準用せられざるもの如何

小切手は支拂証券として單に現金代用の働きを爲すに過ぎない處から爲替手形に關する左の規定を準用しないのである。(商法第五百(三十七條))

- (一) 一手形金額の制限に關する規定(商法第四百(四十九條))
 故に小切手は金額の多寡を拘はらず振出すことを得るのである
- (二) 支拂場所記載に關する規定(商法第四百(五十四條))
 故に小切手には支拂場所を記載するも無効である。
- (三) 支拂擔當者の記に載關する規定(商法第四百(五十三條))
 故に小切手には支拂擔當者を記するも無効である。
- (四) 戻裏書に依て受けたる手形を更に裏書するとの規定(商法第四百(五十六條))
 故に小切手は戻裏書後更に裏書讓渡は出來ない。
- (五) 豫備支拂人記載に關する規定(商法第四百(五十八條))
 故に小切手には豫備支拂人を記載するも無効である。
- (六) 擔保に關する規定(商法第四百(七十四條))
 故に小切手は其所持人から前者へ担保の設定を求むることが出來ない。
- (七) 保証に關する規定(商法第四百(九十七條))
 故に小切手には保証をするも手形上の効力を生ぜない。

- (八) 参加引受及び参加支拂に関する規定(商法第五百十三條)
 故に小切手は支拂人以外の者の参加支拂は勿論のこと参加引受も認めない。
- (九) 複本及び謄本に関する規定(商法第五百十八條及手全第五百二十四條)
 故に小切手には複本及び謄本に依る裏書讓渡が出来ない。
- (一〇) 引受に関する規定(商法第四百六十五條及手全第四百七十三條)
 故に小切手は引受をすることも手形上の効力を生ぜない。
- (一一) 満期日に關する規定(商法第四百五十五條)
 故に小切手は一覽拂のもので支拂期日を記載するも無効である。
- (一二) 償還請求の手段として戻爲替手形を振出すことの規定(商法第四百九十三條)
 故に小切手所持人は其償還を求むる手段として戻爲替手形言い換へれば償還金額を手形金額とし償還義務者を支拂人とする一覽拂の爲替手形を振出すことを得ないのである。

第二八六 小切手の支拂保證は有効なりや

從來銀行界に慣行せられてある小切手支拂保證の方式は普通小切手に(支拂保證)なる印を押捺し亦之れに銀行代表者の印を押捺するのであるが是は手形法に認めてない行爲であるから手形上の効力が生ぜないことは手形法に(商法四百三十九條)本編に規定なき事項は之れを手形に記載するも手形上の効力を生ぜずとあるに依て明かでも何人も之れを否定する者はないのである然し此行爲が手形法を離れた一般法律の上から觀て支拂人を拘束するかどうかと云ふことに付ては保證小切手問題として頗る論議せられて居るのであるが去る明治四十四年三月に我大審院民事第二部が言渡したる判決に依ると此小切手保証は手形上の効力はないが支拂人たる銀行は小切手面に支拂保證の旨を記載するに依て其所持人の何人に對しても獨立して絶對の支拂義務を負擔することが現今の商慣習であるとの見解の下に當該支拂人に其小切手金額支拂の義務を認めて居る。

此判決は現今の慣習に適合する至當の判決で苟くも之れに反對の意思を表示せない限りは其保證が振出人の手裡にある小切手に對してなされたと又所持人の手裡にある小切手に對してなされたるを問はず小切手面金額の支拂を爲すべき獨立の義務を負擔するものと謂はねばならぬ又從つて此保證ある小切手の所持人は償還請求の爲めには呈示期間内に小切

手を呈示し其支拂を求むべき義務があるが支拂人に對しては商法一般の時効五年を経過せない間は何時にても小切手を呈示し其支拂を求め得るもので支拂人は振出人との資金關係の有無に依て之れが支拂を拒むことは出來ないのである。

第三八七

銀行が當座取引契約に於て小切手に支拂保

證を爲したるときは其手形金額は當座勘定

より扣除すべしとの特約は何人に對しても

有効なりや

小切手の支拂保證は現今の商慣習上支拂人をして絶対の支拂義務を負擔せしむるものであるから斯かる契約は何人に對しても有効で銀行は其小切手保證に依て支拂ふべき義務ある金額だけは支拂保證と同時に預金中より扣除して銀行の資金に組入れ其部分だけは最早振出人たる預金者に對して支拂の債務を負擔せないのである従て亦後日預金者が破産者と爲つても此保證に係る金額だけは其財團に組入られることは絶対にならないのである。

然るに若し此契約をせなければ預金者が破産の場合には全部其預金が財團に組入れられて銀行は唯其支拂保證に依て負擔したる金額に付き其財團の上に一般の債權者と平等なる配當請求權を有するに過ぎないこととなるのである。

盜取セラレ又ハ紛失若シクハ滅失シタル手
形其他商法ニ無効ト爲シ得ベキコトヲ定メ
タル證書ノ無効宣言ノ爲メニ爲ス公示催告
申立書ノ例

公示催告ノ申立

住 所

申 立 人

何

某

證書ノ重要ナル趣旨

證書ノ趣旨ハ別紙謄本ノ如シ

(證書ノ謄本アルトキハ之レヲ別紙トシテ添付スナ可トスルモ若シ其謄本ヲ作ルコト能ハサルトキハ此項ニ左ノ如ク記載スヘシ)

一 證 書 第何號小切手壹枚

一 金 額 何圓也

一 振出人 住所姓名

一 支拂人 住所姓名

一 受取人 住所姓名

一 振出年月日 何年何月何日

一 支拂地 何々

一 最終所持人 住所姓名

(以上小切手ノ場合)

一 證 書 第何號約束手形壹枚

一 金 額 金何圓也

一 振出人 住所姓名

一 受取人 住所姓名

一 振出ノ年月日 何年何月何日

一 一定ノ満期日 何年何月何日

一 振出地 何々

一 支拂地 何々(特ニ手形ニ記載シタル場合)

一 裏書人 住所姓名
一 最終所持人住所姓名

(以上約束手形ノ場合ヲ示ス爲替手形ニ就テモ之レニ準
ス何レノ場合ニ於テモ重要ノ事項ハ之レヲ記載スヘシ)

申立ノ理由タル事實

右申立人ハ前記證書ノ最終所持人ナル處何年何月何日何時頃何地何停車場ヨリ何地何停車場ニ至ル汽車中ニ於テ右證書ヲ入レタル鞆ト共ニ何者ニカ竊取セラレ(又ハ前記申立人ノ居室ニ
ニ因リ燒失シ若シクハ)候ニ因リ公示催告相成度候民事訴訟法第七百七十七條第七百七十八條ニ依リ別紙證書ノ謄本ヲ添付シ此段申立候也

何年何月何日

右申立人

何

某

何區裁判所判事

殿

除權判決申立書

住所

申立人

何

某

右申立人ノ申立ニ係ル御應何年(第何號)公示催告申立事件ノ公示催告ニ對シ其催告ノ期日タル本日(又ハ何年何月何日)迄ニ請求又ハ權利ノ届出無之ニ因リ申立ノ證書ニ付キ除權判決相成度民事訴訟法第七百六十九條ニ依リ此段申立候也

何年何月何日

右申立人

何

某

何區裁判所判事

殿

約束手形所持人が前者(裏書人)ニ對スル償

還請求通知書ノ例

通知書

何年何月何日付ヲ以テ貴殿ガ裏書セラレタル何年何月何日附何某振出ノ第何號額面金何圓ノ約束手形ハ其満期日ナル何年何月何日右振出人ニ其支拂ヲ求メタル處全人ハ其支拂ヲ拒

絶致シ候仍テ拙者ニ於テハ同日何區裁判所執達吏(公證人)某ヲシテ支拂拒絶証書ヲ作成セシメ候ニ付テハ右手形金額利息費用ノ御償還豫メ御承知置キ被下度此段及通知候也
何年何月何日

住 所

何 某

住 所

何 某 殿

(此通知書ハ拒絶証書作成ノ日又ハ其後二日內ニ必ス發スルノテアル)

約束手形ノ裏書人ガ前者(裏書人)ニ對シテ
爲ス償還請求通知書ノ例

通知書

何年何月何日附テ以テ貴殿ガ裏書セラレタル何年何月何日附何某振出第何號額面金何圓ノ

約束手形ハ右振出人ニ於テ其支拂ヲ爲サマル趣ヲ以テ何年何月何日右手形ノ所持人ナル何某ヨリ拙者ニ對シ償還請求ノ通知有之候ニ付テハ右手形金額利息費用ノ御償還豫メ御承知置キ被下度此段及通知候也
何年何月何日

住 所

何 某

住 所

何 某 殿

(此通知書ハ後者カラ通知ヲ受ケタル日又ハ其後二日內ニ必ス發スルノテアル)

爲替手形及ビ小切手ノ所持人ガ前者(裏書人)
ニ對スル償還請求通知書ノ例

通知書

何年何月何日附テ以テ貴殿ガ裏書セラレタル何年何月何日附何某振出、支拂人何某宛ノ
(振出人ニ對スルトキハ單ニ何年何月何日付貴殿振出支拂人何某トスルコト) 第何號額面金何圓ノ爲替手形(又ハ小切手)ハ其滿期日ナル何年何
月何日右支拂人ニ其支拂ヲ求メタル處全人ハ其支拂ヲ拒絕致シ候依テ拙者ニ於テハ同日何
區裁判所執達吏(公證人)何某ヲシテ支拂拒絕證書ヲ作成セシメ候(小切手付テハ手形面ニ支拂人
ル片又ハ手形交換所ノ證)ニ付テハ右手形金額利息費用ノ御償還豫メ御承知置キ被下度此段及通
知候也

何年何月何日

住 所

何 某

住 所

何 某 殿

(此通知書ハ拒絕證書作成ノ日又ハ
其後二日內ニ必ス發スルノテアル)

爲替手形及ビ小切手ノ裏書人ガ前者(裏書人
振出人)
ニ對シテ爲ス償還請求通知書ノ例

通知書

何年何月何日附テ以テ貴殿ガ裏書セラレタル何年何月何日附何某振出支拂人何某宛(振出人
ニ對ス
ルトキハ單ニ「何年何月何日貴殿
振出支拂人何某宛」トスルコト) 第何號額面金何圓ノ爲替手形(又ハ小切手)ハ右支拂人ニ於テ其支拂ヲ
爲サトル趣ヲ以テ何年何月何日右手形ノ所持人ナル何某ヨリ拙者ニ對シ償還請求ノ通知在
之候ニ付テハ右手形金額利息費用ノ御償還豫メ御承知置キ被下度此段及通知候也

何年何月何日

住 所

何 某

住 所

何 某 殿

(此通知書ハ後者カラ通知ヲ受ケタル日
又ハ其後二日內ニ必ス發スルノテアル)

附 錄

商法 第四編 手形

第一章 總則

第四百三十四條 本法ニ於テ手形トハ爲替手形、約束手形及ヒ小切手ヲ謂フ

第四百三十五條 手形ニ署名シタル者ハ其手形ノ文言ニ從ヒテ責任ヲ負フ

第四百三十六條 代理人カ本人ノ爲メニスルコトヲ記載セスシテ手形ニ署名シタルトキハ本人ハ手形上ノ責任ヲ負フコトナシ

第四百三十七條 偽造又ハ變造シタル手形ニ署名シタル者ハ其偽造又ハ變造シタル手形ノ文言ニ從ヒテ責任ヲ負フ

變造シタル手形ニ署名シタル者ハ變造前ニ署名シタルモノト推定ス

偽造者變造者及ヒ惡悪又ハ重大ナル過失ニ因リ偽造又ハ變造シタル手形ヲ取得シタル者ハ手形上ノ權利ヲ有セス

第四百三十八條 無能力者カ手形ヨリ生シタル債務ヲ取消シタルトキト雖モ他ノ手形上ノ

權利義務ニ影響ヲ及ホス

第四百三十九條 本編ニ規定ナキ事項ハ之ヲ手形ニ記載スルモ手形上ノ效力ヲ生セス

第四百四十條 手形ノ債務者ハ本編ニ規定ナキ事由ヲ以テ手形上ノ請求ヲ爲ス者ニ對抗

ルコトヲ得ス但直接ニ之ニ對抗スルコトヲ得ヘキ事由ハ此限ニ在ラス

第四百四十一條 何人ト雖モ惡意又ハ重大ナル過失ナクシテ手形ヲ取得シタル者ニ對シ其手形ノ返還ヲ請求スルコトヲ得ス

第四百四十二條 手形ノ引受又ハ支拂ヲ求ムル爲メニスル呈示、拒絕證書ノ作成其他手形

上ノ權利ノ行使又ハ保全ニ付キ利害關係人ニ對シテ爲スヘキ行爲ハ其營業所、若シ營業所ナキトキハ其住所又ハ居所ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス但其者ノ承諾アルトキハ他ノ場所ニ於テ之ヲ爲スコトヲ妨ケス

利害關係人ノ營業所、住所又ハ居所カ知レサルトキハ拒絕證書ヲ作ルヘキ公證人又ハ執達吏其他ハノ官署又ハ公署ニ問合ヲ爲スコトヲ要ス若シ問合ヲ爲スモ營業所、住所又ハ居所カ知レサルトキハ其役場又ハ官署若クハ公署ニ於テ拒絕證書ヲ作ルコトヲ得

第四百四十三條 引受人又ハ約束手形ノ振出人ニ對スル債權ハ滿期日ヨリ三年所持人ノ其

前者ニ對スル償還請求權ハ支拂拒絕証書作成ノ日ヨリ一年裏書人ノ其前者ニ對スル償還請求權ハ償還ヲ爲シタル日ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第四百四十四條 手形ヨリ生シタル債權カ時効又ハ手續ノ欠缺ニ因リテ消滅シタルトキト

雖モ所持人ハ振出人又ハ引受人ニ對シ其受ケタル利益ノ限度ニ於テ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第二章 爲替手形

第一節 振出

第四百四十五條 爲替手形ニハ左ノ事項ヲ記載シ振出人之ニ署名スルコトヲ要ス

- 一 其爲替手形タルコトヲ示スヘキ文字
- 二 一定ノ金額
- 三 支拂人ノ氏名又ハ商號
- 四 受取人ノ氏名又ハ商號
- 五 單純ナル支拂ノ委託

- 六 振出ノ年月日
- 七 一定ノ満期日
- 八 支拂地

第四百四十六條 爲替手形ノ主タル部分ニ記載シタル金額カ他ノ部分ニ記載シタル金額ト異ナルトキハ主タル部分ニ記載シタル金額ヲ以テ手形金額トス

第四百四十七條 拂出人ハ自己ヲ受取人又ハ支拂人ト定ムルコトヲ得

第四百四十八條 振出人ハ爲替手形ニ其支拂地ニ於ケル豫備支拂人ヲ記載スルコトヲ得

第四百四十九條 爲替手形ハ其金額三十圓以上ノモノニ限り之ヲ無記名式ト爲スコトヲ得

第四百四十九條ノ二 振出人ハ爲替手形ニ受取人ノ氏名又ハ商號ト共ニ其爲替手形ノ所持人カ支拂ヲ受クルコトヲ得ヘキ旨ヲ記載スルコトヲ得

前項ノ爲替手形ハ無記名式ノモノト同一ノ效力ヲ有ス

第四百四十九條ノ三 第四百四十九條ノ規定ハ前條第一項ニ定メタル爲替手形ニ之ヲ準用ス

第四百五十條 満期日ハ左ニ掲ケタル種類ノ一タルコトヲ要ス

一 確定セル日

二 日附後確定セル期間ヲ經過シタル日

三 一覽ノ日

四 一覽後確定セル期間ヲ經過シタル日

第四百五十一條 振出人カ爲替手形ニ満期日ヲ記載セサリシトキハ一覽ノ日ヲ以テ其爲替手形ノ満期日トス

第四百五十二條 振出人カ爲替手形ニ支拂地ヲ記載セサリシトキハ支拂人ノ氏名又ハ商號ニ附記シタル地ヲ以テ其支拂地トス

第四百五十二條ノ二 支拂人ノ氏名又ハ商號ニ附記シタル地ハ之ヲ其營業所又ハ住所ノ所在地ト看做ス

第四百五十三條 振出人ハ支拂人ニ非ラサル者ヲ以テ支拂擔當者トシテ爲替手形ニ記載スルコトヲ得

第四百五十四條 振出人ハ爲替手形ニ其支拂地ニ於ケル支拂ノ場所ヲ記載スルコトヲ得

第二節 裏書

第四百五十五條 爲替手形ハ其記名式ナルトキト雖モ裏書ニ依リテ之ヲ讓渡スコトヲ得但振出人カ裏書ヲ禁スル旨ヲ記載シタルトキハ此限ニ在ラス

第四百五十六條 振出人、引受人又ハ裏書人カ裏書ニ依リテ爲替手形ヲ讓受ケタルトキハ更ニ裏書ニ依リテ之ヲ讓渡スコトヲ得

第四百五十七條 裏書ハ爲替手形其贖本又ハ補箋ニ被裏書人ノ氏名又ハ商號及ヒ裏書ノ年月日ヲ記載シ裏書人署名スルニ依リテ之ヲ爲ス

裏書ハ裏書人ノ署名ノミヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ爾後爲替手形ハ引渡ノミニ依リテ之ヲ讓渡スコトヲ得

第四百五十八條 裏書人ハ裏書ヲ爲スニ當タリ支拂地ニ於ケル豫備支拂人ヲ記載スルコトヲ得

第四百五十九條 裏書人ハ裏書ヲ爲スニ當タリ手形上ノ責任ヲ負ハサル旨ヲ記載スルコトヲ得

第四百六十條 裏書人カ裏書ヲ爲スニ當タリ爾後裏書ヲ禁スル旨ヲ記載シタルトキハ其裏書人ハ被裏書人ノ後者ニ對シテ手形上ノ責任ヲ負フコトナシ

第四百六十一條 裏書人カ其署名ノミヲ以テ裏書ヲ爲シタルトキハ所持人ハ自己ヲ其被裏書人ト爲スコトヲ得

第四百六十二條 支拂拒絶證書作成ノ期間經過ノ後所持人カ裏書ヲ爲シタルトキハ被裏書人ハ裏書人ノ有シタル權利ノミヲ取得ス此場合ニ於テハ其裏書人ハ手形上ノ責任ヲ負フコトナシ

第四百六十三條 所持人ハ裏書ニ依リテ爲替手形ノ取立ヲ委任スルコトヲ得此場合ニ於テハ裏書ニ其目的ヲ附記スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ被裏書人ハ同一ノ目的ヲ以テ更ニ裏書ヲ爲スコトヲ得
第四百六十四條 裏書アル爲替手形ノ所持人ハ其裏書カ連續スルニ非サレハ其權利ヲ行フコトヲ得ス但署名ノミヲ以テ爲シタル裏書アルトキハ次ノ裏書人ハ其裏書ニ因リテ爲替手形ヲ取得シタルモノト看做ス
抹消シタル裏書ハ裏書ノ連續ニ付テハ其記載ナキモノト看做ス

第二節 引受

第四百六十五條 所持人ハ何時ニテモ爲替手形ヲ支拂人ニ呈示シテ其引受ヲ求ムルヲ得

第四百六十六條 一覽後定期拂ノ爲替手形ノ所持人ハ其日附ヨリ一年内ニ爲替手形ヲ支拂人ニ呈示シテ其引受ヲ求ムルコトヲ要ス但振出人ハ之ヨリ短キ呈示期間ヲ定ムルコトヲ得

所持人ガ拒絶證書ニ依リ前項ニ定メタル呈示ヲ爲シタルコトヲ證明セサルトキハ其前者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

第四百六十七條 所持人ガ一覽後定期拂ノ爲替手形ヲ呈示シタル場合ニ於テ支拂人カ其引受ヲ爲サス又ハ引受ノ日附ヲ爲替手形ニ記載セサリシトキハ所持人ハ呈示期間内ニ拒絶證書ヲ作ラシムルコトヲ要ス此場合ニ於テハ其拒絶證書作成ノ日ヲ以テ呈示ノ日ト看做ス

所持人カ拒絶證書ヲ作ラシメサリシトキハ其前者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

引受人カ引受ノ日附ヲ記載セサリシ場合ニ於テ所持人カ拒絶證書ヲ作ラシメサリシトキハ呈示期間ノ末日ヲ以テ呈示ノ日ト看做ス

第四百六十八條 引受ハ爲替手形ニ其旨ヲ記載シ支拂人署名スルニ依リテ之ヲ爲ス支拂人カ爲替手形ニ署名シタルトキハ其引受ヲ爲シタモノト看做ス

第四百六十九條 支拂人ハ手形金額ノ一部ニ付キ引受ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ヲ除ク外支拂人カ爲替手形ノ單純ナル引受ヲ爲ササリシトキハ其引受ヲ拒絶シタモノト看做ス但引受人ハ其引受ノ文言ニ從ヒテ責任ヲ負フ

第四百七十條 支拂人ハ爲替手形ノ引受ニ因リ満期日ニ於テ其引受ケタル金額ヲ支拂フ義務ヲ負フ

第四百七十一條 引受人カ爲替手形ノ支拂ヲ爲ササリシ場合ニ於テ其所持人又ハ償還ヲ爲シタル裏書人若クハ振出人ニ對シテ支拂フヘキ金額ハ第四百九十一條又ハ第四百九十二條ノ規定ニ依リテ之ヲ定ム

第四百七十二條 振出人カ爲替手形ニ支拂擔當者ヲ記載セサリシトキハ支拂人ハ其引受ヲ爲スニ當タリ之ヲ記載スルコトヲ得若シ支拂人カ之ヲ記載セサリシトキハ支拂地ニ於テ自ラ支拂ヲ爲ス責ニ任ス

前項ノ場合ニ於テ振出人ハ爲替手形ニ其引受ヲ求ムル爲メ之ヲ呈示スヘキ旨ヲ記載スルコトヲ得此場合ニ於テ所持人カ拒絶證書ニ依リ其呈示ヲ爲シタルコトヲ證明セサルトキハ其前者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

第四百七十三條 支拂人ハ引受ヲ爲スニ當タリ爲替手形ニ其支拂地ニ於ケル支拂ノ場所ヲ記載スルコトヲ得

第四節 擔保ノ請求

第四百七十四條 支拂人カ爲替手形ノ引受ヲ爲サカリシトキハ所持人ハ其前者ニ對シ手形金額及ヒ費用ニ付相當ノ擔保ヲ請求スルコトヲ得

支拂人カ手形金額ノ一部ニ付キ引受ヲ爲シタルトキハ所持人ハ其殘額及ヒ費用ニ付キ相當ノ擔保ヲ請求スルコトヲ得

第四百七十五條 爲替手形ノ所持人カ前條ノ請求ヲ爲サント欲スルトキハ引受拒絕證書ヲ作ラシムルコトヲ要ス

第四百七十六條 擔保ノ請求ヲ受ケタル裏書人ハ其前者ニ對シ其擔保スヘキ金額及ヒ費用ニ付キ相當ノ擔保ヲ請求スルコトヲ得

第四百七十七條 前三條ノ規定ニ依リテ擔保ノ請求ヲ受ケタル者ハ遲滯ナク引受拒絕證書ト引換ニ相當ノ擔保ヲ供スルコトヲ要ス但擔保ニ代ヘテ相當ノ金額ヲ供託スルコトヲ得

第四百七十八條 前者カ擔保ヲ供シ又ハ供託ヲ爲シタルトキハ其後者全員ノ爲メ且其後者

全員ニ對シテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第四百七十九條 左ノ場合ニ於テハ第四百七十七條ノ規定ニ依リテ供シタル擔保ハ其効力ヲ失ヒ又供託シタル金額ハ之ヲ取戻スコトヲ得

一 後日ニ至リ爲替手形ノ單純ナル引受アリタルトキ

二 手形金額及ヒ費用ノ支拂アリタルトキ

三 擔保ヲ供シ若クハ供託ヲ爲シタル者又ハ其前者カ償還ヲ爲シタルトキ

四 手形上ノ權利カ時効又ハ手續ノ欠缺ニ因リテ消滅シタルトキ

五 擔保ヲ供シ又ハ供託ヲ爲シタル者カ滿期日ヨリ一年內ニ償還ノ請求ヲ受ケザリシ

トキ

第四百八十條 引受人カ破産ノ宣告ヲ受ケタル場合ニ於テ相當ノ擔保ヲ供セサルトキハ所持人ハ豫備支拂人ノ引受ヲ求ムルコトヲ得但拒絕證書ヲ作ラシムルコトヲ要ス

豫備支拂人ナキトキ又ハ豫備支拂人カ單純ナル引受ヲ爲サカリシトキハ所持人ハ其前者

ニ對シテ相當ノ擔保ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ第四百七十四條乃至第四百七十八條ノ規定ヲ準用ス

第四百八十一條 左ノ場合ニ於テハ前條第二項ノ規定ニ依リテ供シタル擔保ハ其効力ヲ失ヒ又供託シタル金額ハ之ヲ取戻スコトヲ得

- 一 豫備支拂人カ後日ニ至リ單純ナル引受ヲ爲シタルトキ
- 二 引受人カ後日ニ至リ相當ノ擔保ヲ供シタルトキ
- 三 第四百七十九條第二號乃至第五號ノ場合

第五節 支拂

第四百八十二條 一覽拂ノ爲替手形ノ所持人ハ其日附ヨリ一年內ニ爲替手形ヲ呈示シテ其支拂ヲ求ムルコトヲ要ス但振出人ハ之ヨリ短キ呈示期間ヲ定ムルコトヲ得
所持人カ拒絕證書ニ依リ前項ニ定メタル呈示ヲ爲シタルコトヲ證明セサルトキハ其前者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

第四百八十三條 支拂ハ爲替手形ト引換ニ非カレハ之ヲ爲スコトヲ要セス
支拂ヲ爲ス者ハ所持人ヲシテ爲替手形ニ其支拂ヲ受ケタル旨ヲ記載セシメ且之ニ署名セシムルコトヲ得

第四百八十四條 手形金額ノ全部ニ付キ引受アリタルトキト雖モ所持人ハ其一部ノ支拂ヲ

拒ムコトヲ得ス

一部ノ支拂アリタルトキハ所持人ハ其旨ヲ爲替手形ニ記載シ且其寫本ヲ作り署名ノ後之ヲ交付スルコトヲ要ス

第四百八十五條 爲替手形ノ支拂ノ請求ナキトキハ引受人ハ支拂拒絕證書作成ノ期間經過ノ後手形金額ヲ供託シテ其債務ヲ免ルルコトヲ得

第六節 償還ノ請求

第四百八十六條 支拂人カ爲替手形ノ支拂ヲ爲サカリシトキハ所持人ハ其前者ニ對シテ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第四百八十七條 所持人カ前條ノ請求ヲ爲サント欲スルトキハ滿期日又ハ其後二日內ニ支拂ヲ求ムル爲メ爲替手形ヲ支拂人ニ呈示シ、若シ手形金額ノ支拂ナキトキハ同一期間內ニ支拂拒絕證書ヲ作ラシムルコトヲ要ス但此期間ニハ休日ヲ算ハセス

所持人カ前項ニ定メタル手續ヲ爲サカリシトキハ其前者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ
第四百八十七條ノ二 前條第一項ノ場合ニ於テハ所持人ハ其直接ノ前者ニ對シ拒絕證書作成ノ日又ハ其後二日內ニ償還請求ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス

第四百八十八條 裏書人カ其後者ヨリ償還請求ノ通知ヲ受ケタルトキハ其直接ノ前者ニ對シ通知ヲ受ケタル日又ハ其後二日內ニ償還請求ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス

第四百八十八條ノ二 所持人又ハ裏書人カ其直接ノ前者ニ非サル前者ニ對シテ償還請求ノ通知ヲ發シタルトキハ其者ノ後者ニ對シ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任シ且利息及ヒ費用ノ償還ヲ請求スル權利ヲ失フ

所持人又ハ裏書人カ其前者ノ何レニ對シテモ通知ヲ發セサリシトキハ其前者全員ニ對スル權利義務ニ付キ前項ノ規定ヲ準用ス

第四百八十八條ノ三 裏書人カ裏書ヲ爲スニ當タリ裏書地ヲ記載セサリシトキハ償還請求ノ通知ハ其直接ノ前者ニ對シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

前條ノ規定ハ裏書地ヲ記載セサリシ裏書人ニ對スル權利義務ニハ之ヲ適用セス振出人カ振出地ヲ記載セサリシトキ亦同シ

第四百八十八條ノ四 所持人又ハ裏書人カ其前者ニ對シ第四百八十七條ノ二又ハ第四百八十八條ノ期間內ニ書面ヲ發送シタル事實アルトキハ其事實ニ付キ通信官署又ハ公衆通信取扱所ノ證アル場合ニ限り其書面ハ之ヲ償還請求ノ通知書ト推定ス

第四百八十九條 爲替手形ノ所持人ハ支拂拒絕證書ヲ作ラシメサリシトキト雖モ其作成ヲ免除シタル者ニ對シテハ手形上ノ權利ヲ失フコトナシ

所持人カ支拂拒絕證書ヲ作ラシメタルトキハ其作成ヲ免除シタル者ト雖モ其費用ヲ償還スル義務ヲ免ルルコトヲ得ス

第四百八十九條ノ二 支拂拒絕證書ノ作成ヲ免除シタル者ニ對シテハ所持人ハ支拂拒絕證書作成ノ期間內ニ支拂ヲ求ムル爲メ爲替手形ヲ呈示シタルモノト推定ス

第四百九十條 所持人カ償還ノ請求ヲ爲サント欲スルトキハ支拂擔當者ニ、若シ爲替手形ニ支拂擔當者ノ記載ナキトキハ支拂地ニ於テ支拂人ニ爲替手形ヲ呈示シテ其支拂ヲ求ムルコトヲ要ス此場合ニ於テ支拂擔當者又ハ支拂人カ支拂ヲ爲サリシトキハ所持人ハ支拂地ニ於テ第四百八十七條第一項ノ規定ニ從ヒ支拂拒絕證書ヲ作ラシムルコトヲ要ス爲替手形ニ支拂擔當者ノ記載アル場合ニ於テ所持人カ前項ニ定メタル手續ヲ爲サリシトキハ引受人ニ對シテモ手形上ノ權利ヲ失フ

第四百九十一條 爲替手形ノ所持人ハ左ノ金額ニ付キ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得
一 支拂アラサリシ手形金額及ヒ満期日以後ノ法定利息

二 拒絶証書作成ノ手数料其他ノ費用

前項ノ金額ハ償還ノ請求ヲ受クル者ノ營業所又ハ住所ノ所在地カ支拂地ト異ナル場合ニ於テハ支拂地ヨリ償還ノ請求ヲ受クル者ノ營業所又ハ住所ノ所在地ニ宛テ振出シタル一覽拂ノ爲替手形ノ相場ニ依リテ之ヲ計算ス若シ支拂地ニ於テ其相場ナキトキハ償還ノ請求ヲ受クル者ノ營業所又ハ住所ノ所在地ニ最モ近キ地ニ宛テ振出シタル一覽拂ノ爲替手形ノ相場ニ依ル

第四百九十二條 償還ノ請求ヲ受ケタル裏書人ハ左ノ金額ニ付キ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得

- 一 其支拂ヒタル金額及ヒ支拂ノ日以後ノ法定利息
- 二 其支出シタル費用

前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四百九十三條 爲替手形ノ所持人又ハ裏書人ハ償還ノ請求ヲ爲ス爲メ其前者ヲ支拂人トシテ更ニ爲替手形ヲ振出スコトヲ得

第四百九十四條 所持人又ハ裏書人カ前條ノ規定ニ依リテ振出ス爲替手形ハ償還ノ請求ヲ

受クル者ノ營業所又ハ住所ノ所在地ヲ以テ其支拂地ト定メタル一覽拂ヒノモノタルニテ要ス

所持人カ振出ス爲替手形ニハ本爲替手形ノ支拂地ヲ以テ振出地ト定メ裏書人カ振出ス爲替手形ニハ其營業所又ハ住所ノ所在地ヲ以テ振出地ト定ムルコトヲ要ス

第四百九十五條 償還ハ爲替手形、支拂拒絶證書及ヒ償還計算書ト引換ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ要セス

償還ヲ爲ス者ハ之ヲ受クル者ヲシテ償還計算書ニ償還ヲ受ケタル旨ヲ記載セシメ且之ニ署名セシムルコトヲ得

第四百九十六條 削除

第七節 保證

第四百九十七條 爲替手形ヨリ生シタル債務ヲ保證スル爲メ爲替手形、其賸本又ハ補箋ニ署名シタル者ハ其債務カ無効ナルトキト雖モ主タル債務者ト同一ノ責任ヲ負フ

第四百九十八條 何人ノ爲メニ保證ヲ爲シタルカ分明ナラサルトキハ其保證ハ引受人ノ爲メニ之ヲ爲シタルモノト看做ス但未タ引受アラサリシトキハ振出人ノ爲メニ之ヲ爲シタ

二 拒絕証書作成ノ手数料其他ノ費用

前項ノ金額ハ償還ノ請求ヲ受クル者ノ營業所又ハ住所ノ所在地カ支拂地ト異ナル場合ニ於テハ支拂地ヨリ償還ノ請求ヲ受クル者ノ營業所又ハ住所ノ所在地ニ宛テ振出シタル一覽拂ノ爲替手形ノ相場ニ依リテ之ヲ計算ス若シ支拂地ニ於テ其相場ナキトキハ償還ノ請求ヲ受クル者ノ營業所又ハ住所ノ所在地ニ最モ近キ地ニ宛テ振出シタル一覽拂ノ爲替手形ノ相場ニ依ル

第四百九十二條 償還ノ請求ヲ受ケタル裏書人ハ左ノ金額ニ付キ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得

一 其支拂ヒタル金額及ヒ支拂ノ日以後ノ法定利息

二 其支出シタル費用

前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四百九十三條 爲替手形ノ所持人又ハ裏書人ハ償還ノ請求ヲ爲ス爲メ其前者ヲ支拂人トシテ更ニ爲替手形ヲ振出スコトヲ得

第四百九十四條 所持人又ハ裏書人カ前條ノ規定ニ依リテ振出ス爲替手形ハ償還ノ請求ヲ

受クル者ノ營業所又ハ住所ノ所在地ヲ以テ其支拂地ト定メタル一覽拂ヒノモノタルコトヲ要ス

所持人カ振出ス爲替手形ニハ本爲替手形ノ支拂地ヲ以テ振出地ト定メ裏書人カ振出ス爲替手形ニハ其營業所又ハ住所ノ所在地ヲ以テ振出地ト定ムルコトヲ要ス

第四百九十五條 償還ハ爲替手形、支拂拒絕證書及ヒ償還計算書ト引換ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ要セス

償還ヲ爲ス者ハ之ヲ受クル者ヲシテ償還計算書ニ償還ヲ受ケタル旨ヲ記載セシメ且之ニ署名セシムルコトヲ得

第四百九十六條 削除

第七節 保證

第四百九十七條 爲替手形ヨリ生シタル債務ヲ保證スル爲メ爲替手形、其謄本又ハ補箋ニ署名シタル者ハ其債務カ無効ナルトキト雖モ主タル債務者ト同一ノ責任ヲ負フ

第四百九十八條 何人ノ爲メニ保證ヲ爲シタルカ分明ナラサルトキハ其保證ハ引受人ノ爲メニ之ヲ爲シタルモノト看做ス但未タ引受アラサリシトキハ振出人ノ爲メニ之ヲ爲シタル

ルモノト看做ス

第四百九十九條 保證人カ其債務ヲ履行シタルトキハ所持人カ主タル債務者ニ對シテ有セシ權利及ヒ主タル債務者カ其前者ニ對シテ有スヘキ權利ヲ取得ス

第八節 參加

第一款 參加引受

第五百條 爲替手形ノ所持人カ引受拒絶證書ヲ作ラシメタル場合ニ於テ豫備支拂人アルトキハ其豫備支拂人ニ引受ヲ求メタル後ニ非サレハ其前者ニ對シテ擔保ヲ請求スルコト得ス

豫備支拂人カ引受ヲ爲ササリシトキハ所持人ハ其旨ヲ引受拒絶證書ニ記載セシムルコトヲ要ス

第五百一條 爲替手形ノ所持人ハ豫備支拂人ニ非サル者ノ參加引受ヲ拒ムコトヲ得

第五百二條 參加引受ヲ爲サントスル者數人アルトキハ所持人ハ其選擇ニ從ヒ其一人ヲシテ引受ヲ爲サシムルコトヲ得

第五百三條 參加引受ハ爲替手形ニ其旨ヲ記載シ參加引受人署名スルニ依リテ之ヲ爲ス

參加引受人カ爲替手形ニ被參加人ヲ定メサリシトキハ其引受ハ振出人ノ爲メニ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第五百四條 所持人ハ引受拒絶證書ニ參加引受アリタル旨ヲ記載セシメ且其證書作成ノ費用ノ支拂ト引換ニ之ヲ參加引受人ニ交付スルコトヲ要ス參加引受人ハ遲滯ナク前項ノ拒絶證書ヲ被參加人ニ送付スルコトヲ要ス

第五百五條 參加引受人ハ支拂人カ手形金額ノ支拂ヲ爲サ、ル場合ニ於テ被參加人ノ後者ニ對シ支拂アラサリシ手形金額及ヒ費用ヲ支拂フ義務ヲ負フ但所持人カ支拂拒絶證書作成ノ期間内ニ支拂ヲ求ムル爲メ爲替手形ヲ參加引受人ニ呈示セサルトキハ參加引受人ハ其義務ヲ免ル

第五百六條 爲替手形ノ所持人其他被參加人ノ後者ハ參加引受ニ因リテ擔保ヲ請求スル權利ヲ失フ

第五百七條 被參加人ハ其前者ニ對シテ擔保ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ第四百七十六條乃至第四百七十九條ノ規定ヲ準用ス

第二款 參加支拂

第五百八條 爲替手形ノ所持人カ支拂拒絶證書ヲ作ラシメタル場合ニ於テ豫備支拂人又ハ參加引受人アルトキハ所持人ハ支拂拒絶證書作成ノ期間内ニ參加引受人ニ、若シ參加引受人ナキトキ又ハ參加引受人カ支拂ヲ爲ササリシトキハ豫備支拂人ニ爲替手形ヲ呈示シテ其支拂ヲ求メタル後ニ非サレハ其前者ニ對シテ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス
參加引受人又ハ豫備支拂人カ支拂ヲ爲ササリシトキハ所持人ハ其旨ヲ支拂拒絶證書ニ記載セシムルコトヲ要ス

所持人カ前二項ニ定メタル手續ヲ爲ササリシトキハ豫備支拂人ヲ指定シタル者又ハ被參加人及ヒ其後者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

第五百九條 爲替手形ノ所持人ハ豫備支拂人又ハ參加引受人ニ非サル者ノ參加支拂ト雖モ之ヲ拒ムコトヲ得ス若シ之ヲ拒ミタルトキハ被參加人及ヒ其後者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

第五百十條 參加支拂ヲ爲サントスル者數人アルトキハ所持人ハ最モ多數ノ者ヲシテ債務ヲ免レシムル効力ヲ有スル支拂ヲ受クルコトヲ要ス

第五百十一條 豫備支拂人又ハ參加引受人ニ非サル參加引受人カ被參加人ヲ示ササリシト

キハ其支拂ハ支拂人ノ爲メニ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第五百十二條 所持人ハ支拂拒絶證書ニ參加支拂アリタル旨ヲ記載セシメ且手形金額及ヒ費用ノ支拂ト引換ニ其拒絶證書及ヒ爲替手形ヲ參加支拂人ニ交付スルコトヲ要ス

第五百十三條 參加支拂人カ支拂ヲ爲シタルトキハ引受人、被參加人及ヒ其前者ニ對スル所持人ノ權利ヲ取得ス

第九節 拒絶證書

第五百十四條 拒絶證書ハ爲替手形ノ所持人ノ請求ニ因リ公證人又ハ執達吏之ヲ作ル

第五百十五條 拒絶證書ニハ左ノ事項ヲ記載シ公證人又ハ執達吏之ニ署名、捺印スルコト

ヲ要ス

- 一 拒絶者及ヒ被拒絶者ノ氏名又ハ商號
- 二 拒絶者ニ對スル請求ノ趣旨及ヒ拒絶者カ其請求ニ應セサリシコト、拒絶者ニ面會スルコト能ハサリシコト又ハ其營業所、住所若クハ居所カ知レサリシコト
- 三 前號ノ請求ヲ爲シ又ハ之ヲ爲スコト能ハサリシ地及ヒ年月日
- 四 法定ノ場所外ニ於テ拒絶證書ヲ作ルトキハ拒絶者カ之ヲ承諾シタルコト

五 參加引受又ハ參加支拂アルトキハ參加ノ種類及ヒ參加人並ニ被參加人ノ氏名又ハ商號

六 拒絕證書作成ノ場所及ヒ年月日

第五百十五條ノ二 支拂拒絕證書ノ作成ハ爲替手形又ハ附箋ニ依リテ之ヲ爲ス

第五百十五條ノ三 爲替手形ノ數通ノ複本又ハ原本及ヒ謄本ヲ呈示シタル場合ニ於テ支拂拒絕證書ヲ作ルトキハ其作成ハ一通ノ複本若クハ原本又ハ附箋ニ依リテ之ヲ爲スヲ以テ足ル

前項ノ規定ニ依リテ支拂拒絕證書ヲ作リタルトキハ他ノ複本又ハ謄本ニ其旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第五百十五條ノ四 支拂拒絕ノ場合ヲ除ク外拒絕證書ノ作成ハ爲替手形若クハ其謄本ノ寫本又ハ附箋ニ依リテ之ヲ爲ス

第五百十五條ノ五 爲替手形、複本、原本又ハ爲替手形若クハ其謄本ノ寫本ニ依リテ拒絕證書ヲ作ル場合ニ於テハ第五百十五條ニ掲ケタル事項ハ其裏面ニ記載シタル事項ニ接續シテ之ヲ記載スルコトヲ要ス

附箋ニ依ル場合ニ於テハ公證人又ハ執達吏ハ其接目ニ契印ヲ爲スコトヲ要ス

第五百十六條 數人ニ對シテ手形上ノ請求ヲ爲スヘキトキハ其請求ニ付キ一通ノ拒絕證書ヲ作ラシムルヲ以テ足ル

第五百十七條 公證人又ハ執達吏カ拒絕證書ヲ作リタルトキハ其謄本ニ左ノ事項ヲ記載シ之ヲ其役場ニ備フルコトヲ要ス

- 一 手形金額
 - 二 振出人、支拂人及ヒ受取人ノ氏名又ハ商號
 - 三 振出ノ年月日
 - 四 満期日及ヒ支拂地
 - 五 支拂擔當者、豫備支拂人又ハ參加引受人アルトキハ其氏名又ハ商號
- 拒絕證書カ滅失シタルトキハ利害關係人ハ其謄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得此謄本ハ原本ト同一ノ効力ヲ有ス

第十節 爲替手形ノ複本及ヒ謄本

第五百十八條 爲替手形ノ所持人ハ振出人ニ對シテ其爲替手形ノ複本ノ交付ヲ請求スルコ

トテ得但所持人カ受取人ニ非サルトキハ順次ニ其前者ヲ經由シテ之ヲ請求スルコトヲ要ス

振出人カ爲替手形ノ複本ヲ作リタルトキハ各裏書人ハ各通ニ其裏書ヲ爲スコトヲ要ス
第五百十九條 爲替手形ノ複本ニ其複本タルコトヲ示ササルトキハ其各通ハ獨立ノ爲替手形トシテ其効力ヲ有ス

第五百二十條 爲替手形ノ複本ヲ作リタル場合ニ於テ其一通ノ支拂アリタルトキハ他ノ各通ハ其効力ヲ失フ但引受アルモノハ此限ニ在ラス

二人以上ニ各別ニ數通ノ爲替手形ノ裏書ヲ爲シタル者又ハ數通ノ爲替手形ニ引受ヲ爲シタル者ハ支拂ノ時ニ於テ返還アラサリシ各通ニ付キ手形上ノ責任ヲ免ルルコトヲ得ス

第五百二十一條 爲替手形ノ複本ノ所持人カ引受ヲ求ムル爲メ其一通ヲ送付シタルトキハ他ノ各通ニ其送付先ヲ記載スルコトヲ要ス

前項ノ記載アル爲替手形ノ所持人ハ引受ヲ求ムル爲メニ送付シタル一通ノ爲替手形ヲ受取リタル者ニ對シテ其返還ヲ請求スルコトヲ得若シ其者カ之ヲ返還セサルトキハ拒絕證書ニ依リ其事實及ヒ他ノ一通又ハ數通ノ爲替手形ヲ以テ引受又ハ支拂ヲ受クルコト能ハ

サリシコトヲ證明スルニ非レハ其前者ニ對シテ擔保又ハ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

第五百二十二條 爲替手形ノ所持人ハ其謄本ヲ作ルコトヲ得

爲替手形ノ謄本ニ或事項ヲ記載シタルトキハ其事項ト原本ニ記載シタル事項トヲ區別スルコトヲ要ス

第五百二十三條 所持人カ爲替手形ノ引受ヲ求ムル爲メ其原本ヲ送付シタル場合ニ於テ其謄本ヲ作リタルトキハ之ニ其原本ノ送付先ヲ記載スルコトヲ要ス

前項ノ記載アル謄本ノ所持人ハ原本ヲ受取リタル者ニ對シテ其返還ヲ請求スルコトヲ得
第五百二十四條 引受ヲ求ムル爲メニ送付シタル爲替手形ヲ受取リタル者カ之ヲ償還セサル場合ニ於テ其謄本ノ所持人カ拒絕證書ニ依リテ其事實ヲ證明スルトキハ謄本ニ署名シタル者ニ對シテ擔保ノ請求ヲ爲シ又謄本ニ記載シタル満期日カ到來シタル後ハ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第三章 約束手形

第五百二十五條 約束手形ニハ左ノ事項ヲ記載シ振出人之ニ署名スルコトヲ要ス
一 其約束手形タルコトヲ示スヘキ文字

- 二 一定ノ金額
- 三 受取人ノ氏名又ハ商號
- 四 單純ナル支拂ノ約束
- 五 振出ノ年月日
- 六 一定ノ満期日
- 七 振出地

第五百二十六條 振出人カ約束手形ニ支拂地ヲ記載セサリシトキハ振出地ヲ以テ其支拂地トス

第五百二十六條ノ二 振出地ハ之ヲ振出人ノ營業所又ハ住所ノ所在地ト看做ス

第五百二十七條 一覽後定期拂ノ約束手形ノ所持人ハ其日附ヨリ一年內ニ振出人ニ約束手形ヲ呈示スルコトヲ要ス但振出人ハ之ヨリ短キ呈示期間ヲ定ムルコトヲ得

所持人カ拒絕證書ニ依リ前項ニ定メタル呈示ヲ爲シタルコトヲ證明セサルトキハ振出人以外ノ前者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

第五百二十八條 所持人カ一覽後定期拂ノ約束手形ヲ呈示シタル場合ニ於テ振出人カ呈示

ヲ受ケタル旨又ハ其日附ヲ約束手形ニ記載セサリシトキハ所持人ハ呈示期間內ニ拒絕證書ヲ作ラシムルコトヲ要ス此場合ニ於テハ其拒絕證書作成ノ日ヲ以テ呈示ノ日ト看做ス所持人カ拒絕證書ヲ作ラシメサリシトキハ振出人以外ノ前者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

振出人カ呈示ノ日付ヲ記載セサリシ場合ニ於テ所持人カ拒絕證書ヲ作ラシメサリシトキハ呈示期間ノ末日ヲ以テ呈示ノ日ト看做ス

第五百二十九條 第四百四十六條、第四百四十九條乃至第五百五十一條、第四百五十三條乃至第四百六十四條、第四百七十一條、第四百八十條乃至第四百九十九條、第五百八條乃至第五百十七條及ヒ第五百二十二條ノ規定ハ約束手形ニ之ヲ準用ス

第四節 小切手

第五百三十條 小切手ニハ左ノ事項ヲ記載シ振出人之ニ署名スルコトヲ要ス

- 一 其小切手タルコトヲ示スヘキ文字
- 二 一定ノ金額
- 三 支拂人ノ氏名又ハ商號

四 受取人ノ氏名若クハ商號又ハ所持人ニ支拂フヘキコト

五 單純ナル支拂ノ委託

六 振出ノ年月日

七 支拂地

第五百三十一條 削除

第五百三十二條 小切手ハ一覽拂ノモノトス

第五百三十三條 小切手ノ所持人ハ其日付ヨリ十日内ニ小切手ヲ呈示シテ其支拂ヲ求ムマ

コトヲ要ス

所持人カ前項ニ定メタル呈示ヲ爲ササリシトキハ其前者ニ對シテ償還ノ請求ヲ爲スコ
ヲ得ス

第五百三十三條ノ二 小切手ノ振出人ハ呈示期間經過前ニハ支拂ノ委託ヲ取消スコトヲ得
ス

支拂人ハ呈示期間經過ノ後ト雖モ小切手ノ支拂ヲ爲スコトヲ得

第五百三十三條ノ三 小切手ノ所持人カ支拂人ノ加入シタル手形交換所ニ小切手ヲ提出シ

タルトキハ支拂地ニ於テ支拂ヲ求ムル爲メ之ヲ呈示シタルト同一ノ效力ヲ有ス

第五百三十四條 小切手ノ所持人カ其前者ニシテ償還ノ請求ヲ爲スニハ支拂拒絕證書ノ作
成ニ代ヘ支拂人ヲシテ呈示期間内ニ支拂拒絕ノ旨及ヒ其年月日ヲ小切手ニ記載セシメ且
之ニ署名セシムルヲ以テ足ル

手形交換所ニ於テ呈示期間内ニ小切手ノ提出及ヒ支拂拒絕アリタル旨ヲ證明シタルトキ
亦同シ

第五百三十四條ノ二 前二條ノ手形交換所ハ司法大臣之ヲ指定ス

第五百三十五條 小切手ノ振出人又ハ所持人カ其表面ニ二條ノ平行線ヲ畫キ其線内ニ銀行
又ハ之ト同一ノ意義ヲ有スル文字ヲ記載シタルトキハ支拂人ハ銀行ニ對シテノミ支拂ヲ
爲スコトヲ得

振出人又ハ所持人カ平行線内ニ特定セル銀行ノ商號ヲ記載シタルトキハ支拂人ハ其銀行
ニ對シテノミ支拂ヲ爲スコトヲ得但其銀行カ其商號ヲ抹消シテ他ノ銀行ノ商號ヲ記載シ
之ニ取立ノ委任ヲ爲スコトヲ妨ケス

第五百三十六條 振出人カ支拂人ヲシテ支拂ヲ爲サシムルコトヲ得ル金額ヲ超エテ小切手

(3)

ヲ振出シタルトキハ五圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

第五百三十七條 第四百四十六條、第四百四十七條、第四百四十九條ノ二、第四百五十二條、第四百五十二條ノ二、第四百五十五條、第四百五十七條、第四百五十九條乃至第四百六十四條、第四百八十三條、第四百八十四條、第四百八十六條乃至第四百八十九條ノ二、第四百九十一條、第四百九十二條、第四百九十五條、第五百十四條乃至第五百十五條ノ二、第五百十五條ノ五及ヒ第五百十七條ノ規定ハ小切手ニ之ヲ準用ス

附 錄 終

大正元年拾壹月 拾 日印刷
大正元年拾壹月拾五日發行

定價金 壹圓

送料 八錢



著作兼發行者 平 尾 簾 平
大阪市東區今橋三丁目拾壹番地

印刷者 森 本 喜 兵 衛
大阪市西區江戸堀北通三丁目卅三番地

印刷所 同 所 森 本 合 資 會 社
電話西四一三三

內村特許事務所大阪出張所內

發 行 所

大阪市東區今橋三丁目二番地

商 法 研 究 會

電話本局二八三番
振替口座大阪一六五三番

大 賣 捌 所

大阪市北區東梅田町

盛 文 館 書 店

電話東一九七五

68
606

終

